○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………

法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…

同

:

○特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出…………

(障害福祉課) … (医療薬務課)

同

: =

告

示

目

次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

同

:

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… ○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… ○身体障害者福祉法による医師の指定……………………

〇右

県下

局域

:

県西

局域

:

采戏

公

告

(商工政策課)

:

六

三月十七日

令和

一百八十四号

青森県告示第百八十一号 救急病院等を定める省令

ŋ,

令和三年三月十七日

次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

せ病院国民健康保険おいら 名 称 上北郡おいらせ町上明堂 所 在 青森県知事 地

 \equiv

村

申

吾

0

和六年三月十九日

認定の有効期限

青森県告示第百八十二号

二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。 ら特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第 おいて準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第二項に 次の登録特定行為事業者か

令和三年三月十七日

(会計管理課)

: 四

同

:

(河川砂防課)

: : :

同 同

 \equiv \equiv

理

課) :: 課) :: =

政

同同

: ≡

: =

99	畨	登	
000	号	録	
青森県	名称	名 又	
一 一 丁 目 一 の の	庄	主 F	
養護学校 等	名称	事	
田三六八 三六八 三六八	所 在 地	業所	
三令 ・和 三	年登録失効		
	備考		

青森県知事

三

村

申

吾

示

青森県告示第百八十三号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

"	一二七九 前西六丁目九の 三戸郡階上町蒼	かずさったいパース	居宅介護	一二七九 前西六丁目九の 三戸郡階上町蒼	有限会社か
"	一 町一三二の一の 黒石市大字山形	クル B 型	支就 接継 型続	一 町一三二の一の 三二の一の	ル リ リ サ イ ク
"	一 町一三二の一の 黒石市大字山形	クル A 型 型	支援 経 型続	一 町一三二の一の の一の の一の	ルノ リサイ イク
"	三丁目一四の五 弘前市大字青山	ケアありす	生活介護	字笹崎八〇の一字部	りん 活動法人あ る
三令 ·和 呼·	町三七の二一弘前市大字笹森	の業生活 がかかり	生活介護	町三七の二一 弘前市大字笹森	究の活特 会岬動法 福社人営 研光利
月	所 在 地	名称	種類地	所 在 地	名称
指定	業 所	事にになっている。		業 者	事定障害

青森県告示第百八十四号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

南店ハッピー調剤薬局青森松原	いちい薬局鯵ヶ沢病院店	名称
青森市奥野二	○六の一○	所
丁目二〇の二	◎☆ボ町大字舞戸町字蒲生	在
	町字蒲生一	地
"	三令 · 和 三·	年指 月 日定
	_	

青森県告示第百八十五号

より公示する。 医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定に百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院育二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更	変更	区
後	対前	分
君語フラーミ	訪問旨護く ショー津軽保健生活協同組.	名
これま	称	
二 弘前市大字		所
大字向外瀬字	(前市大字野田二丁目二の	在
字豊田二九		地
11.	年変 月 日更	

青森県告示第百八十六号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

月 林	元 刊		界284万					
				三り		青		
高橋	氏		令和一	月青森県	身体障害者福祉法	森県告	リヴ調	名
広希	名		二年三日	県規則におり医院	害者福:	亦第	剤薬局	
セリ卒黎一 ンテ中明般 ター・郷財	名勤務		令和三年三月十七日	三月青森県規則第二十六号)り次のとおり医師を指定した		青森県告示第百八十七号	ヴ調剤薬局松原店	
トシリ弘団 ヨハ前法 ンビ脳人	称す		П	/:	昭和二十	万		称
一弘丁前日市	所る病			*	(昭和二十四年法律第二百八十三号)	告示第百八十七号	青森古	所
一丁目二の一弘前市大字扇町	在院	ŧ		の規定により告示する。青森県身体障害者福祉法施行細則	律第二云	}	青森市奥野二丁目二〇の二	//1
#lıı dı	地等診	青森県知事		より告示 体障害者	八十二	}	丁目二	在
(小科 心ビ 臓り循	療	事		がする。		}	O の 二	
付(心臓機能障害)の科、循環器内科、	科	Ξ		施行細	第十五条第	}		地
ラント	目	村			_	}		
三 令 · 和 ·	年指 月	申		(昭和六十二年	項の規定によ	}	=令 ·和 ·	年 月 日
<u> </u>	日定	吾		十二	定に		五五	日退
				平	7			

青森県告示第百八十八号

十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和二

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

解除予定保安林の所在場所

保安林として指定された目的

上北郡六ケ所村大字出戸字棚沢一三〇の四

(次の図に示す部分に限る。

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び六ケ所村役場に

備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百八十九号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

令和三年三月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

作業種類

基本測量 (電子国土基本図(地図情報)修正)

<u>-</u> 作業期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県全域

青森県告示第百九十号

三項の規定により公示する。 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

令和三年三月十七日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

測量計画機関

国土交通省東北地方整備局

測量の種類

公共測量(航空レーザ測量)

三 測量の期間

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備

(昭和四十四年法律第五十七号) 第

おいて準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十七日

あったので、青森県証紙条例

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更が

(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項に

青森県告示第百九十三号

四

令和二年九月三十日から令和三年三月二十五日まで

(4)

測量の地域

青森県内の一級河川指定区間及び二級河川

青森県告示第百九十一号

量法 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

令和三年三月十七日

三項の規定により公示する。

青森県知事

三 村

申

吾

兀 \equiv

測量計画機関

国土交通省東北地方整備局

測量の種類

公共測量(航空レーザ計測

三 測量の期間

令和二年十月一日から令和三年三月二十五日まで

測量の地域

青森県内の一級河川指定区間及び二級河川

四

青森県告示第百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第

部に備え置いて縦覧に供する

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村

申

吾

区

分

住

所

名

称

売りさばき場所

年変

日更

月

青森県知事

三

村

申

吾

大佐井川目一号急傾斜地崩壊危険区域

標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域(村道両佐井山手線の区域を除 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び

民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

く。)。この場合において、標柱八号と標柱九号を結んだ線は県道川内佐井線右側官

標柱を設置した土地の表示

測

標柱番号 市 町

村

名

大 字

名

字

名

地

番

八幡堂

 $\stackrel{-}{=}$ 三一の三

大佐井川目

大佐井川目

大佐井

一〇六の二

大佐井川目

三八の一

三五の二

四一外

七六五

九 八

入	 害		
- ロー青泉は『川郎』中) らくできょうにいいます。 同じらに見り乱ぎによう証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十一年四月三十日をもって青森県	:森県告示	変更後	変更前
りさばきを廃止した県収入証紙の売りさ	青森県告示第百九十四号	里字奥野一〇〇	五所川原市大字野
入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十一年四月三十日をもって青森県	告示第百九十四号	協同組合	ごしょつがる農業
一年四月三十日をも		里字奥野一〇〇 五所川原市大字野	町一一の七五所川原市字川端
	}	三・三九	令和

令和三年三月十七日

青森県知事

三 村 申

吾

平川市碇ヶ関五六の 有限会社北平商店

売りさばき人の住所及び名称

売りさばき場所

平川市碇ヶ関五六の一

青森県告示第百九十五号

ŋ, り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ 次のとお

令和三年三月十七日

届

出

事

項

青森県知事 \equiv 村 申

吾

指定漁船調書の縦覧

届

出

事

風合瀬	下前	小泊	の加 名入 称区
四津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川五 の三 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 カニの三 山本 晃義 山本 晃義	北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の一 北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の一 で 水津軽郡中泊町大字小泊字下前一二九 で 大字・ 大字・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学	北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇三 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一一 五の一 九保田 一 大保田 一 大保田 一 大保田 一 大保田 一 大保田 一 大津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の一	発起人の住所及び氏名
,	"	で月十令 三十日 二十日 一日 日 三 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	期
		日ら三 ま同月	間
協風 同組 合 業	同組合 業協	同小 組油 合業 協	場
合漁 業	業協	業協	所

青森県告示第百九十六号

ŋ, り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ 次のとお

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

項 指定漁船調書の縦覧

横 浜	野牛	の加 名 及 称 区
上北郡横浜町字市畑一の二 上北郡横浜町字百目木二〇一の三 佐藤 大道 上北郡横浜町字百目木二〇一の三	□子 豊 下北郡東通村大字野牛字稲崎平三○の二 下北郡東通村大字野牛字稲崎平三○の二 下北郡東通村大字野牛字石崎平 三國 優	発起人の住所及び氏名
"	で月三十十七日から三十一日ま	期間
協 傾 海 田 油 合 業	同野 組 合 業 協	場所

大規模小売店舗の新設に関する届出

告する。 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村

申

吾

七

大規模小売店舗の名称及び所在地

ハッピー・ドラッグ青森西大野店 セブン―イレブン青森西大野三丁目店

青森市西大野三丁目一三の二

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社丸大サクラヰ薬局

代表取締役 青森市大字三内字玉作二の七二

櫻井清

六

1 駐車場の位置及び収容台数

八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設の位置及び面積

3

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

4

三・八立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社丸大サクラヰ薬局

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

株式会社セブン―イレブン・ジャパン

2 二十四時間

3

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 株式会社セブン―イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八

代表取締役 永松文彦

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸大サクラヰ薬局

青森市大字三内字玉作二の七二

代表取締役 櫻井清

株式会社セブン―イレブン・ジャパン

2

東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 永松文彦

大規模小売店舗の新設をする日

四

Ŧī. 令和三年十一月六日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

、一六四平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

三八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

駐輪場の位置及び収容台数

2

四八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

3

時間

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4

荷さばき施設

荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

二十四時間

届出年月日

八

令和三年三月五日

届出書及び添付書類の縦覧

九

場所

1

期間

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

令和三年三月十七日から同年七月十七日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出 ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

+

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

令和三年七月十七日

提出先

2

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)